

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

評 価 基 準

(品質・性能等の評価に関する事項)

令和 8 年版

評価対象材料名

ポリマーセメントモルタル

細 目

—

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の説明 【ポリマーセメントモルタル】

1. 評価対象

「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「改修標仕」という。）令和7年版4章2節・3節・4節に規定するポリマーセメントモルタルとし、コンクリート打ち放し仕上げ外壁、モルタル塗り仕上げ外壁およびタイル張り仕上げ外壁に適用するものを対象とする。

2. 引用している規定

- (1) 改修標仕 令和7年版
- (2) 平成13年国土交通省告示第1372号
- (3) 日本産業規格
 - ・JIS A 1171 : 2016 「ポリマーセメントモルタルの試験方法」
 - ・JIS A 5371 : 2016 「プレキャスト無筋コンクリート製品」
 - ・JIS A 5430 : 2024 「繊維強化セメント板」
 - ・JIS A 6916 : 2021 「建築用下地調整塗材」
- (4) 「建設省（現国土交通省）官民連携共同研究」成果
 - ・欠損部充てん用ポリマーセメントモルタルの品質基準（案）
- (5) 日本建築学会規格
 - ・断面修復用ポリマーセメントモルタルの品質基準（案）

3. 令和5年度版からの主な改定点

- (1) J I S改正による見直し
 - a. JIS A 5430 の年版のみ変更
- (2) 内容の見直し
 - a. 「セメント」、「砂」、「混和材」について、専用書式にて記載を求めているため、項目として追加

4. 令和6年度版からの主な改定点

- ・なし

5. 令和7年度版からの主な改定点

- ・なし

6. その他

- (1) [表示項目] とは、評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な情報等であり、各製品個々に形状、性能値等を示しておく必要があるものをいう。
- (2) [付帯性能] とは、評価項目ではないが、使用箇所等によっては、その性能が必要となるものをいう。
- (3) 「品質・性能」欄の“申請者の規定による。”とは、評価基準としての規定がないため、申請者の規定によることとする。なお、審査は、記入された申請者の規定について、社内規定等と照合して確認することとしている。
- (4) 赤字は、令和5年版からの改定箇所を示す。

評 価 基 準

ポリマーセメントモルタル

1

項 目			品 質 ・ 性 能	備 考	
材 料	セメント [表示項目]		申請者の規定による。		
	砂 [表示項目]		申請者の規定による。		
	混 和 材 [表示項目]		申請者の規定による。		
品 質	性 状		1. 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 2. 高分子エマルションは、常温常湿において製造後6か月保存して変質しないこと。		
性 能	だ れ	下 がり 量 (mm)		5 以内	
		表 面 状 態		試験後、ひび割れの発生が無いこと。	
	曲 げ 強 さ (N/mm ²)		6.0 以上		
	圧 縮 強 さ (N/mm ²)		20.0 以上		
	接 着 強 さ (N/mm ²)	標 準 条 件		1.0 以上	
		特 殊 条 件	湿潤時	0.8 以上	
			低温時	0.5 以上	
	透 水 性		試験後、裏面のぬれ、水滴の付着が無いこと。		
	接着耐久性 (N/mm ²) [付帯性能]		1.0 以上		
	吸 水 量 (g) [付帯性能]		20.0 以下		
	透 水 量 (ml/hr) [付帯性能]		0.5 以下		
	長さ変化率 (%) [付帯性能]		0.15 以下		

項 目	品 質 ・ 性 能		備 考																
試験方法	1. だれ試験は、JIS A 5371 に規定する普通平板 N300 の表面をワイヤブラシ等で清浄し、その上に厚さ 10mm、幅 100mm、長さ 50mm の寸法にポリマーセメントモルタルを塗り付け、塗り付け開始から 5 分後に、平らにおかれていた平板を直角に立て起し、そのままの状態です置する。24 時間後のポリマーセメントモルタルの変形状態を観測し、その形状の異常の有無とだれ長さを測定する。 2. 曲げ強さおよび圧縮強さ試験は、JIS A 1171 の「7.3 曲げ強さ及び圧縮強さ試験」による。 3. 接着強さ試験は、JIS A 5371 に規定する普通平板 N300 の表面をワイヤブラシ等を用いて清浄し、その上に厚さ 10mm になるようポリマーセメントモルタルを塗り付け、14 日間経過した後に、その上面に縦 40mm、横 40mm、厚さ 10mm の鉄片を張り付けて単軸引っ張りを加える。 最大荷重 (P) を、断面積 (A) で除し、接着強さを求める。 接着強さの養生は、下表による。 <table> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="2">平板の養生</th> </tr> <tr> <th>塗り付け前</th> <th>塗り付け後</th> </tr> <tr> <td>標準条件</td> <td>温度 20±2℃、湿度 65±10%</td> <td>温度 20±2℃、湿度 65±10% で 14 日間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特殊条件</td> <td>湿潤状態</td> <td>温度 20±2℃の清水中に 24 時間浸漬</td> </tr> <tr> <td>保温状態 注)</td> <td>温度 5±1℃で 24 時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>温度 5±1℃で 14 日間</td> </tr> </table> 注)：低温時では、平板同様に試料も低温状態で養生を行う。 4. 透水性試験は、JIS A 5430 の「8.6 透水性試験」による。試験体の形状は、厚さ 10 mm、幅 300 mm、長さ 300 mm (内寸法) の型枠に、製造者の定める方法によりポリマーセメントモルタルを充填し、24 時間静置した後脱型する。その後、標準状態で 8 日間養生する。 5. 接着耐久性試験 (温冷繰返し後) は、JIS A 1171 の「7.5 接着耐久性試験」による。 6. 吸水量試験は、JIS A 1171 の「7.6 吸水率試験」による。 7. 透水量試験は、JIS A 6916 の「7.15 透水試験」による。 8. 長さ変化率試験は、JIS A 1171 の「7.8 長さ変化率試験」による。 9. 試験室の状態は、温度 20±2℃、湿度 60%以上とする。			項 目	平板の養生		塗り付け前	塗り付け後	標準条件	温度 20±2℃、湿度 65±10%	温度 20±2℃、湿度 65±10% で 14 日間	特殊条件	湿潤状態	温度 20±2℃の清水中に 24 時間浸漬	保温状態 注)	温度 5±1℃で 24 時間			温度 5±1℃で 14 日間
	項 目	平板の養生																	
		塗り付け前	塗り付け後																
	標準条件	温度 20±2℃、湿度 65±10%	温度 20±2℃、湿度 65±10% で 14 日間																
	特殊条件	湿潤状態	温度 20±2℃の清水中に 24 時間浸漬																
		保温状態 注)	温度 5±1℃で 24 時間																
			温度 5±1℃で 14 日間																